

社援発 0808 第 48 号
障 発 0808 第 5 号
老 発 0808 第 3 号
こ 成 環 第 113 号
令和 5 年 8 月 8 日

第 1 次改正 社援発 1219 第 18 号
障 発 1219 第 1 号
老 発 1219 第 1 号
こ 成 環 第 302 号
こ 支 虐 第 451 号
令和 6 年 12 月 19 日

第 2 次改正 社援発 0307 第 12 号
障 発 0307 第 2 号
老 発 0307 第 3 号
こ 成 環 第 78 号
こ 支 虐 第 44 号
令和 7 年 3 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業の実施について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 4 第 2 項に基づき、市町村が実施する重層的支援体制整備事業について、今般、別紙のとおり「重層的支援体制整備事業実施要綱」を定め、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和 3 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 10 号、社援発 0615 第 2 号、障発 0615 第 1 号、老発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長連名通知）は廃止する。

別紙

重層的支援体制整備事業実施要綱

(目的)

- 1 本事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 106 条の 4 第 2 項に基づき、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。

なお、本事業の実施にあたっては、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和 2 年厚生労働省告示第 396 号）、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）及び「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」（令和 3 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の内容も踏まえること。

(実施主体)

- 2 本事業の実施主体は市町村とする。

(事業の種類)

- 3 実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）

「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。））

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号）に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。））

ウ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 131

号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号) に定める利用者支援事業 (以下「利用者支援事業」という。))

エ 生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 3 条第 2 項各号に掲げる事業 (「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」 (平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号) に定める生活困窮者自立相談支援事業 (以下「自立相談支援事業」という。))

オ 生活困窮者自立支援法第 11 条第 1 項に定める事業 (「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める福祉事務所未設置町村による相談事業 (以下「福祉事務所未設置町村相談事業」という。))

(2) **地域づくり事業** (法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。)

「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。

ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業 (「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。)) の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業 (以下「地域介護予防活動支援事業」という。))

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業 (「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業 (社会保障充実分) のうち生活支援体制整備事業 (以下「生活支援体制整備事業」という。))

ウ **障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業 (地方交付税により措置する基礎的事業及び「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業 (以下「地域活動支援センター事業」という。))**

エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業 (「地域子育て支援拠点事業の実施について」 (令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 113 号) に定める地域子育て支援拠点事業 (以下「地域子育て支援拠点事業」という。))

オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(3) **多機関協働事業等**

参加支援事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に掲げる事業をいう。以下同じ。)、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (同項第 4 号に掲げる事業をいう。以下同じ。)) 及び多機関協働事業 (同項第 5 号に掲げる事業及び同項第 6 号に掲げる事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。)) を行う事業 (以下「多機関協働事業等」という。))

(事業の実施)

4 各事業の実施は次によること。

- (1) 重層的支援体制整備事業の実施における留意事項(別添1)
- (2) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて(別添2)
- (3) 包括的相談支援事業実施要領(別添3)
- (4) 地域づくり事業実施要領(別添4)
- (5) 多機関協働事業等実施要領(別添5)

(国の補助)

5 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

(事業の遂行状況の報告)

6 国は、本事業の遂行状況について、別に定めるところにより、必要に応じて報告を求めることとする。

別添 1

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

1 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化することが必要である。そのためには、

- ・ 相談支援を通じて、本人や世帯の属性を問わず包括的に受け止め、支援関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域づくりに向けた支援を通じて、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、一つの有力な手法として、重層的支援体制整備事業（以下本留意事項において「重層事業」という。）が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠である。

他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

- ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない
 - ・ 重層事業を構成する全ての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援にとどまっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない
- また、重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

したがって、各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動への支援を一手に担ってしまうことは、決して望ましいものではない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失

われる結果となりかねないことに留意が必要である。

重層事業を実施する全ての市町村においては、こうした点について十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2 重層事業実施に向けて必要なプロセス

重層事業の実施に向けて、少なくとも以下のプロセスは必要であるので、ご留意いただきたい。

(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要である。

このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

(2) 「重層的」な取組を行うことの合意

重層事業は、個別の対象者への支援や、地域活動への支援が担当部署に集中してしまうことは想定しておらず、「チーム」として支援していく仕組みであることは、1で述べたとおりである。

このような体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

(3) 事業のデザイン

重層事業は、(1)及び(2)のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的

に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせそうな社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでどのような取組が可能か

また、包括的な支援体制を今後も持続可能なものとしていくためには、庁内の体制の変化や、地域社会の変容に応じて、適宜見直せるような柔軟な仕組みとすることも重要である。

別添 2

重層的支援体制整備事業の枠組みについて

1 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8及び第106条9）として交付するものである。

2 法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務を踏まえた対応

法第106条の3第1項において、市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする次の（1）から（3）までの各施策の積極的な実施等を通じ、地域住民等及び関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされている。

- （1） 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備のための施策
- （2） 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備のための施策
- （3） 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備のための施策

重層的支援体制整備事業はこれらの3つの施策の要素を一体的に備えた事業であり、相談支援及び地域づくりに向けた支援を重層的支援体制整備事業として実施する場合は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する観点から、市町村全体で事業の対象者の属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止めるものとする。

別添 4

地域づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村とする。ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、事務の全部又は一部を、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の当該市町村内において事業を適切に実施することができると当該市町村が認めるものに委託等することができるものとする。なお、委託及び間接補助等の取扱いについては、3の（1）のアからオまでの各事業の根拠法や実施要綱に規定がある場合は当該規定が優先適用されるため、留意すること。

3 事業内容

本事業は、介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施することで、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業を実施する事業者（以下「地域づくり事業者」という。）は、属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができることとなる。こうした点を踏まえ、本事業では次の取組を行う。

- （1） 次のアからオまでの全ての事業を一体的に実施すること。なお、重層的支援体制整備事業における各事業の運営に当たっては、別記2「地域づくり事業の運営について」に基づき対応すること。

- ア 地域介護予防活動支援事業
- イ 生活支援体制整備事業
- ウ 地域活動支援センター事業
- エ 地域子育て支援拠点事業

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(2) 地域づくり事業者は、次の取組を行う。

ア 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

(ア) 基本的な考え方

地域づくり事業では、血縁・地縁・社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティネットの充実を図っていく必要がある。

また、地域づくり事業は3の(1)のアからオまでの事業を包含する事業であることから、実施市町村内において、各事業において求められる運営上の基準を満たし、各事業が対象とする高齢者・障害者等・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていくことが必要である。

なお、各事業の拠点が担う役割を決定する際には、重層的支援体制整備事業実施計画の策定プロセス等を活用し、地域における支援ニーズや市町村全体の社会資源の把握等を行うとともに、地域住民や支援関係機関等の関係者間において議論する場を設けることが重要である。

(イ) 地域づくり事業の拠点等の利活用

地域づくり事業の各事業の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、これまで各事業において直接対象としていなかった者についても利用することができ、多世代・多属性の活動の場として運営することも可能となる。

市町村の中には、従前どおりの特定の属性や世代に特化した運営を維持する拠点と、重層的支援体制整備事業の実施を契機として多世代・多属性を対象とした支援を実施する拠点が混在することも考えられる。重層的支援体制整備事業は、事業を通じて、市町村全体で属性によらない包括的な支援体制を整備することが目的であることを踏まえ、地域づくり事業においても、地域住民を広く対象として居場所や交流の場が提供されることを目指していくこと。

また、個々の拠点（施設）内の空間や時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける）等の工夫により、各事業における対象者が利用する場としての特長を保ちつつ、個々の拠点の利用者の範囲を（多機能化する）方法も考えられる。

(ウ) 新たな場の確保

多世代・多属性を対象としたサロン、地域食堂、コミュニティカフ

ェ等の居場所や交流の場を新設することや、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結すること、又は、他省庁の施策において実施されている活動（例：小さな拠点に関する事業、空き家再生等推進事業等）と連携し、一体的に実施する等の手法により、地域づくり事業に包含される各事業の従来の役割を広げ、多様な地域づくりが可能となる。こうした取組も参考にしながら、各市町村において、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらして地域づくり事業を推進していくことが重要である。

イ 個別の活動や人のコーディネート

（ア） 基本的な考え方

地域づくり事業に従事する広くコーディネーターとしての役割を果たす者に求められる役割として、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが必要である。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民が主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開において地域住民による既存の取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

（イ） 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による気運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていくこと。その際、ここという「場」には物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態が含まれ得ることを踏まえ、柔軟な発想で取り組むことが必要である。

また、既存の地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値の見える化を図る機会（発表会や表彰式等）を持つことにより相互理解を深め、当該活動や取組の有用感や継続性を高めていくことができるよう努めること。

地域づくり事業における各拠点での活動内容や対象としている利用

者層を支援関係機関等の間で共有し、取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を市町村全体で整備していくこと。特に、既存のコーディネーター人材を活用する際には、業務負担を勘案しつつも、従前の活動での対象者を超えた取組が進むよう意識することが必要である。

さらに、他分野における既存の地域の活動や取組においてコーディネーター的な役割を担う人材（例：集落支援員、地域おこし協力隊等）同士がつながり、活動目的や機会を共有することにより、双方の取組を拡張・発展させるという視点も重要である。

ウ 多分野がつながるプラットフォームの展開について

（ア） 基本的な考え方

実施市町村においては、多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネーターといった地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望ましい。

プラットフォームの形成は必ずしも地域づくり事業の要件ではないが、様々な関係者がお互いの強みを持ち寄り、お互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながるものと考ええる。

なお、こうしたプラットフォームが地域に複数存在していることが重要であり、また、プラットフォームの多様性を確保する上でも、既存の協議の場も活用しながら整備していくことが求められる。

（イ） 様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることを目的として、地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる場・機会を設定するよう努めること。

また、福祉分野に閉じずに、様々な分野における活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備していくことを重視し、それを実施する際には、幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネーター機能を十分に活用すること。

（３） 地域づくり事業の実施にあたっての留意点

ア 地域づくり事業の実施体制

地域づくり事業は、３の（１）のアからオまでの各事業における個別の拠点において、多世代・多属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として多世代・多属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものである。

従って、個別の拠点単位では、従前通り特定の属性や世代を意識した取組を維持するものと、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在し得ることになる。

ただし、いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応すること。

イ フィールドワークによる地域の人と社会資源の確認

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体などとフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認すること。

また、日常の生活の中で、地域住民による支え合いにつながるような活動が既に行われている場合は、活動内容とその価値を共有し学ぶ機会（例：住民を含む協議の場等）を設け、活動の重要性を理解する価値観を醸成するよう努めるとともに、同時に、制度・事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動のかたちや問題意識を尊重することの重要性を十分認識すること。

別記 2

「地域づくり事業の運営について」

- 別記 2 の 1 地域介護予防活動支援事業実施要領
- 別記 2 の 2 生活支援体制整備事業実施要領
- 別記 2 の 3 地域活動支援センター機能強化事業実施要領
- 別記 2 の 4 地域子育て支援拠点事業実施要領
- 別記 2 の 5 生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領

別記 2 の 3

地域活動支援センター機能強化事業実施要領

1 目的

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村とする。

ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。

3 事業内容

基礎的事業（注 1）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。

（注 1） 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（障害者総合支援法第 80 条第 1 項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）

（1） 事業形態の例

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

（ア） 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている。

（イ） このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも

可能である。

(2) 職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業（注２）による職員の他１名以上を配置し、うち２名以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他１名以上を配置し、うち１名以上を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち１名以上を常勤とする。

（注２） 基礎的事業における職員配置は、２名以上とし、うち１名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りでない。

(3) 利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

１日当たりの実利用人員が概ね２０名以上。

イ 地域活動支援センターⅡ型

１日当たりの実利用人員が概ね１５名以上。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

１日当たりの実利用人員が概ね１０名以上。

4 留意事項

(1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。

(2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

(3) 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、本事業の活動や支援を通じて、事業の利用者等から生活課題を受け止めた場合は、専門的な支援が必要なものは適切な支援機関につなぎ、つなぎ先が明確ではない複雑化・複合化した課題を受け止めた場合は多機関協働事業者につなぐ等の必要な支援を行うも

のとする。